

「著作権許可申請資料カード」記入ととりまとめについて

◎市史編さんにおける「引用と転載」について

—著作権が及ぶ文献の種類—

- ①小節・脚本・論文・講演・講義その他の言語著作物
- ②音楽著作物
- ③舞踏または無言劇の著作物
- ④絵画・版画・彫刻その他の美術著作物
- ⑤建築著作物
- ⑥地図または学術的な性質を有する図面・図表・模型、その他の図形に関する著作物
- ⑦映画の著作物
- ⑧写真の著作物
- ⑨プログラムの著作物

—引用と転載—

引用＝自分の説の根拠として、他者の文章や事例、または古人の説を引用することであり、引用部分に加えて当然自分の主張を述べる必要がある。そうしないと正しい引用とはいえない。

- ①引用する著作物の書名・著者名・出版社・該当情報の掲載頁などを明記する。

各節ごとに引用・参考文献と註を入れる。

- ②引用する情報は、自分の主張に対して、従（sub）の関係にあること。
- ③引用情報と自分の情報を明確に分けること。改行する、引用符で囲む、枠で囲むなどの処理をしなければならない。
- ④必要不可欠な部分だけを引用すること。

—著作権法第 32 条第 1 項—

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批判、研究その他の引用の目的上の正当な範囲内で行われるものでなければならない。

転載＝既刊の印刷物の文章・写真などを他の印刷物に写し載せること。

—著作権法第 32 条第 2 項—

国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する…。相手先の許可を得ることなく、転載することができる。

このことは、逆に国や地方公共団体の機関以外は転載するには作成者の許可が必要ということである。ただし、転載禁止の記載のあるものは対象外である。

令和3年度「市史編さん便り【第4号】」にてお知らせしましたように、引用や転載などで著作権が必要と思われる事項をまとめて整理しておいてください。

本年度第1回市史編さん・編集合同委員会で確認した「著作権許可申請資料カード」を記入とりまとめいただき、10月中に開催する第2回市史編集委員会までに市史編さん室にそれをご提出ください。ご不明な点は、市史編さん室までお問合せください。

土佐清水市教育委員会・生涯学習課市史編さん室管理/著作権許可申請資料カード				土佐清水市教育委員会・生涯学習課市史編さん室管理/著作権許可申請資料カードリスト						
第	章	節	No.	担当市史編集委員名	資料種類	使用料	資料名	申請機関又は人物	備考	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										

※各編集委員からの便り・・・

出原恵三編集委員から第1次原稿「第1章考古」の提出をしていただきました。図表や写真を割り振り、細かいところを修正しなければなりません、大筋の原稿を書き終えております。

谷岡暁美編集委員から「明治時代の市域の学校の分布図」「昭和29年土佐清水市市制発足当時の学校・保育園の分布図」「令和2年頃の学校・保育園分布図」の作成を市史編さん室で作成するよう依頼がありました。そこでイラストレーターソフトを使用して作成し、それをスキャニングしてJペグデータで依頼のあった3つの図を作成しました。また、昭和31年から現在までの小中学校の児童・生徒数の変遷を折れ線グラフにするようにとの依頼も受けていましたので、市史編さん室吉本職員の方で対応して作成しました。谷岡委員の担当分野も一次原稿はおおまかには終了しています。

東近伸副編集委員長の「第2章古代」の執筆も概ね完了したという報告が市史編さん室にありました。「第3章中世」の担当範囲も石造物の記述以外は概ね完了したとのことです。

続々と一次原稿執筆が完了した旨の聲が聞こえてきます。蒸し暑い中ではありますが、もうひと頑張りよろしくお願ひします。まず、書くこと。書けば前に進みます。よろしくお願ひいたします。(田村)